

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
2. 風俗営業類似の業種
3. 興信所・探偵事務所等
4. 消費者金融
5. 債権取立て、示談引き受けなどをうたったもの
6. 占い、運勢判断に関するもの
7. 政治・宗教団体
8. 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
9. 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
10. 民事再生法及び会社更生法による再生手続き中の事業者
11. 各種法令に違反しているもの
12. 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
13. 暴力団と関連する団体等
14. その他、区長が不適切と判断したもの